

千九百七十三年の船舶による汚染の防止のための国際条約に関する千九百七十八年の議定書によつて修正された同条約を改正する千九百九十七年の議定書

千九百七十三年の船舶による汚染の防止のための国際条約に関する千九百七十八年の議定書によって  
修正された同条約を改正する千九百九十七年の議定書

この議定書の締約国は、

千九百七十三年の船舶による汚染の防止のための国際条約に関する千九百七十八年の議定書の締約国として、

船舶による大気汚染を防止し及び規制する必要があることを認め、

予防的な取組方法の適用を要請する環境及び開発に関するリオ宣言の原則15を想起し、

千九百七十三年の船舶による汚染の防止のための国際条約に関する千九百七十八年の議定書によって修正された同条約を改正する千九百九十七年の議定書を締結することによりこの目的を最もよく達成することができることを考慮して、

次のとおり協定した。

## 第一条 改正される文書

この議定書が改正する文書は、千九百七十三年の船舶による汚染の防止のための国際条約に関する千九百七十八年の議定書によって修正された同条約（以下「条約」という。）である。

## 第二条 条約への附属書VIの追加

この議定書の附属書に規定する船舶による大気汚染の防止のための規則と称する附属書VIを条約に加える。

## 第三条 一般的義務

1 条約及びこの議定書は、この議定書の締約国の間で、単一の文書として一括して読まれ、かつ、解釈されるものとする。

2 「この議定書」というときは、この議定書の附属書を含めていうものとする。

## 第四条 改正手続

附属書VI及びその付録の改正に条約第十六条の規定を適用するに当たり、「締約国」というときは、同附属書に拘束される締約国をいうものとする。

## 最終条項

## 第五条 署名、批准、受諾、承認及び加入

1 この議定書は、国際海事機関の本部において、千九百九十八年一月一日から同年十二月三十一日までは署名のため、その後は加入のため、開放しておく。千九百七十三年の船舶による汚染の防止のための国際条約に関する千九百七十八年の議定書（以下「千九百七十八年の議定書」という。）の締約国のみが、次のいずれかの方法によりこの議定書の締約国となることができる。

(a) 批准、受諾又は承認を条件とすることなく署名すること。

(b) 批准、受諾又は承認を条件として署名した後、批准し、受諾し又は承認すること。

(c) 加入すること。

2 批准、受諾、承認又は加入は、これらのための文書を国際海事機関の事務局長（以下「事務局長」という。）に寄託することによって行う。

## 第六条 効力発生

1 この議定書は、十五以上の国であつてその商船舶腹量の合計が総トン数で世界の商船舶腹量の五十パーセントに相当する商船舶腹量以上となるものが前条に定めるところにより締約国となった日の後十二箇月

で、効力を生ずる。

2 この議定書の効力発生の日後に寄託される批准書、受諾書、承認書又は加入書は、寄託の日の後三箇月で、効力を生ずる。

3 この議定書の改正が条約第十六条に定めるところにより受諾されたとみなされる日の後に寄託される批准書、受諾書、承認書又は加入書は、改正された議定書に係るものとする。

#### 第七条 廃棄

1 この議定書の締約国は、自国についてこの議定書の効力が生じた日から五年を経過した後は、いつでもこの議定書を廃棄することができる。

2 廃棄は、事務局長に廃棄書を寄託することによって行う。

3 廃棄は、事務局長が廃棄書を受領した後十二箇月で、又は廃棄書に明記された十二箇月よりも長い期間の後に、効力を生ずる。

4 千九百七十八年の議定書第七条の規定による千九百七十八年の議定書の廃棄は、この条の規定によるこの議定書の廃棄を含むものとみなす。このような廃棄は、千九百七十八年の議定書の廃棄が千九百七十八

年の議定書第七条の規定に従って効力を生ずる日に効力を生ずる。

## 第八条 寄託者

- 1 この議定書は、事務局長（以下「寄託者」という。）に寄託する。
- 2 寄託者は、次のことを行う。
  - (a) この議定書に署名し又は加入したすべての国に対し、次の事項を通報すること。
  - (i) 署名及び署名の日並びに批准書、受諾書、承認書又は加入書の寄託及び寄託の日
  - (ii) この議定書の効力発生の日
  - (iii) この議定書の廃棄書の受領及び受領の日並びに廃棄が効力を生ずる日
  - (b) この議定書に署名し又は加入したすべての国に対しこの議定書の認証謄本を送付すること。
- 3 この議定書が効力を生じたときは、寄託者は、国際連合憲章第百二条の規定により、この議定書の認証謄本を登録及び公表のため速やかに国際連合事務総長に送付する。

## 第九条 用語

この議定書は、ひとしく正文であるアラビア語、中国語、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語に

より本書一通を作成する。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けてこの議定書に署名した。

千九百九十七年九月二十六日にロンドンで作成した。

附属書 千九百七十三年の船舶による汚染の防止のための国際条約に関する千九百七十八年の議定書  
によって修正された同条約への附属書VIの追加

附属書Vの次に次の附属書VIを加える。

附属書VI 船舶による大気汚染の防止のための規則

## 第一章 総則

### 第一規則 適用

この附属書は、第三規則、第五規則、第六規則、第十三規則、第十五規則、第十八規則及び第十九規則に別段の明文の規定がある場合を除くほか、すべての船舶について適用する。

### 第二規則 定義

この附属書の適用上、

- (1) 「同様の建造段階」とは、次の(a)及び(b)の要件を満たす段階をいう。
  - (a) 特定の船舶に係るものと特定することのできる建造が開始されたこと。



(b) すべての建造材料の少なくとも五十トン又はすべての建造材料の見積質量の少なくとも一パーセントのうちいずれか少ないものによって船舶の組立てが開始されたこと。

(2) 「連続的な投入」とは、摂氏八百五十度から摂氏千二百度までの間の温度で稼働する燃焼室を有する焼却炉が正常に稼働している時に、人が補助することなく燃焼室に廃棄物が投入される方法をいう。

(3) 「排出」とは、船舶からの大気又は海洋への物質の放出であつて、この附属書による規制の対象となるものをいう。

(4) 第十二規則に関し、「新たな設置」とは、この附属書が効力を生じた日の後、装置、新たな持運び式消火器等の設備又は断熱材その他の材料を船舶に設置することをいう。ただし、既に設置された装置、設備又は断熱材その他の材料の修理及び再充填並びに持運び式消火器の再充填を除く。

(5) 「窒素酸化物に関する技術規則」とは、締約国会議の決議二によって採択された船舶用ディーゼル機関からの窒素酸化物の排出規制に関する技術規則（附属書の付録に適用される改正手続に関する条約第十六条の規定に従って採択され、効力を生ずる国際海事機関による改正を含む。）をいう。

(6) 「オゾン破壊物質」とは、千九百八十七年のオゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書第

一条4に定義する規制物質であつて、この附属書が適用され又は解釈される時に効力を有している同議定書の附属書A、附属書B、附属書C及び附属書Eに掲げるものをいう。

船舶において使用されることのある「オゾン破壊物質」には、少なくとも次の物質を含む。

Halon 1211 ブロモクロロジフルオロメタン

Halon 1301 ブロモトリフルオロメタン

Halon 2402 (Halon 114B2と称する<sup>2</sup>)<sup>3</sup>ともある。) 一・二―ジブロモ一・一・二・二―テトラ

フルオロエタン

CFC―11 トリクロロフルオロメタン

CFC―12 ジクロロジフルオロメタン

CFC―113 一・一・二―トリクロロ一・二・二―トリフルオロエタン

CFC―114 一・一―ジクロロ一・一・二・二―テトラフルオロエタン

CFC―115 クロロペンタフルオロエタン

(7) 「スラッジ油」とは、燃料油又は潤滑油の分離器からのスラッジ、主機関又は補助機関からの廃潤滑油

及びビルジ用の油水分離器、油除去装置又は油受けからの廃油をいう。

- (8) 「船上焼却」とは、船舶の通常の航行中に生ずる廃棄物その他の物を船舶において焼却することをいう。

- (9) 「船上焼却炉」とは、焼却することを主たる目的として設計された船舶における施設をいう。

- (10) 「建造された船舶」とは、キールが据え付けられた船舶又は同様の建造段階にある船舶をいう。

- (11) 「硫黄酸化物排出規制海域」とは、硫黄酸化物による大気汚染並びに陸地及び水域における硫黄酸化物の付随的な悪影響を防止し、軽減し及び規制するため、船舶からの硫黄酸化物の排出に係る拘束力を有する特別の措置をとることが要求される海域をいう。硫黄酸化物排出規制海域には、第十四規則に掲げる海域を含む。

- (12) 「タンカー」とは、条約附属書Ⅰ第一規則(4)に定義する油タンカー及び条約附属書Ⅱ第一規則(1)に定義する化学薬品タンカーをいう。

- (13) 「千九百九十七年の議定書」とは、千九百七十三年の船舶による汚染の防止のための国際条約に関する千九百七十八年の議定書によって修正された同条約を改正する千九百九十七年の議定書をいう。

### 第三規則 一般的例外

この附属書の規則は、次の排出については適用しない。

- (a) 船舶の安全を確保し又は海上において人命を救助するために必要な排出
- (b) 船舶又はその設備の損傷に起因する排出。ただし、次のことを条件とする。
  - (i) 損傷の発生又は排出の発見の後に、排出を防止し又は最小にするためすべての適当な措置がとられていること。

- (ii) 船舶所有者又は船長が、損傷を生じさせる意図をもって又は無謀にかつ損傷の生ずるおそれがあることを認識して行動しなかったこと。

### 第四規則 同等物

- (1) 主管庁は、船舶に取り付けられるいずれかの取付け物、材料、器具又は装置がこの附属書の要求するものと少なくとも同等の実効性を有する場合には、これらの取付け物、材料、器具又は装置を、この附属書の要求するものの代替物として認めることができる。

- (2) いずれかの取付け物、材料、器具又は装置をこの附属書の要求するものの代替物として認める主管庁

は、その細目を国際海事機関に通報するものとし、同機関は、条約の締約国がその通報を了知し及び必要に応じ適当な措置をとるよう、条約の締約国に対しその通報を回章に付する。

## 第二章 検査、証明及び規制の方法

### 第五規則 検査

(1) 総トン数四百トン以上のすべての船舶及び固定され又は浮いている掘削装置その他のプラットフォームは、次に定める検査を受ける。

(a) 船舶の就航前又は第六規則に規定する国際大気汚染防止証書（以下この附属書において「証書」という。）が初めて発給される前に行われる最初の検査。この検査は、設備、装置、取付け物、配置及び材料がこの附属書に定める関係要件に完全に適合することを確保するものとする。

(b) 主管庁の定める五年を超えない間隔で行われる定期的検査。この検査は、設備、装置、取付け物、配置及び材料がこの附属書に定める要件に完全に適合することを確保するものとする。

(c) 証書の有効期間内に少なくとも一回行われる中間検査。この検査は、設備及び配置がこの附属書に定める要件に完全に適合しており、かつ、良好な作動状態にあることを確保するものとする。証書の有効

期間が二年半を超える場合において、当該証書の有効期間内にこの検査を一回のみ行うときは、当該有効期間の二分の一に相当する期間を経過する日の前後六箇月以内にこの検査を行う。この検査を行った場合には、第六規則の規定に基づいて発給される証書に裏書をする。

(2) 主管庁は、総トン数四百トン未満の船舶について、この附属書の関係規定に適合することを確保するた  
め適当な措置をとることができる。

(3) この附属書の実施に関する船舶の検査は、主管庁の職員が行う。もつとも、主管庁は、自己の指名する  
検査員又は自己の認定する団体に検査を委託することができる。認定された団体は、国際海事機関が採択  
する指針を遵守する。主管庁は、あらゆる場合において、検査の完全性及び実効性を十分に保証する。

(4) 機関及び設備が第十三規則に適合しているか否かについての検査は、窒素酸化物に関する技術規則に  
従って行う。

(5) 主管庁は、証書の有効期間内に不定期の検査を行うための措置をとる。この検査は、設備がその予定さ  
れた用途にすべての点において適合することを確保するものとする。この検査は、主管庁の検査機関、指  
名された検査員若しくは認定された団体又は主管庁から要請された他の締約国が行うことができる。この

検査は、主管庁が(1)の規定により強制的な検査を毎年行う場合には、義務的ではない。

- (6) 指名された検査員又は認定された団体は、設備の状態が実質的に証書の記載事項どおりでないと認める場合には、是正措置がとられることを確保するものとし、主管庁に正式に通報する。主管庁は、是正措置がとられない場合には、証書を回収する。船舶が他の締約国の港にあるときは、寄港国の当局にも速やかに通報する。主管庁の職員、指名された検査員又は認定された団体が寄港国の当局に通報した場合には、寄港国の政府は、これらの職員、検査員又は団体に対し、この第五規則の規定に基づく義務の遂行に必要な援助を与える。

- (7) 設備は、この附属書に適合するように維持するものとし、また、主管庁の明示の承認なしに、検査の対象となる設備、装置、取付け物、配置又は材料の変更を行ってはならない。これらの設備及び取付け物をこの附属書に適合する設備及び取付け物と直接交換することは、認められる。

- (8) 船舶に事故が生じた場合又はこの附属書の適用を受ける設備の実効性若しくは完全性に実質的な影響を及ぼす欠陥が発見された場合には、当該船舶の船長又は所有者は、できる限り速やかに、当該船舶への証書の発給について責任を有する主管庁、指名された検査員又は認定された団体に報告する。



## 第六規則 証書の発給

(1) 第五規則の規定に基づく検査の後、次の船舶に対して証書を発給する。

(a) 千九百九十七年の議定書の他の締約国の管轄の下にある港又は沖合の係留施設への航海に従事する総トン数四百トン以上のすべての船舶

(b) 千九百九十七年の議定書の他の締約国の主権又は管轄の下にある水域への航海に従事するプラットフォーム及び掘削装置

(2) 千九百九十七年の議定書の効力発生前に建造された船舶については、千九百九十七年の議定書の効力発生の後の最初に予定される入渠<sup>きよ</sup>までに、いかなる場合にも千九百九十七年の議定書の効力発生の後三年以内に、(1)の規定に従って証書を発給する。

(3) 証書は、主管庁又は主管庁から正当に権限を与えられた者若しくは団体が発給する。主管庁は、あらゆる場合において、証書について全責任を負う。

## 第七規則 他の政府による証書の発給

(1) 千九百九十七年の議定書の締約国の政府は、主管庁の要請があったときは、船舶に検査を受けさせるこ



とができるものとし、また、この附属書に適合していると認めるときは、この附属書に基づいて、当該船舶に対して証書を発給することができ又は当該船舶に対する証書の発給を認めることができる。

- (2) 証書の写し及び検査の報告書の写しは、要請を行った主管庁に対してできる限り速やかに送付する。
- (3) このようにして発給する証書には、その証書が主管庁の要請に基づいて発給される旨を記載する。その証書は、第六規則の規定に基づいて発給される証書と同一のものとみなされ、同一の効力を有する。
- (4) 証書は、千九百九十七年の議定書の締約国でない国を旗国とする船舶に発給してはならない。

#### 第八規則 証書の様式

証書は、付録Ⅰに定める様式により、証書を発給する国の公用語で作成するものとし、また、使用される言語が英語、フランス語又はスペイン語でない場合には、これらの言語のいずれかによる訳文を付する。

#### 第九規則 証書の有効期間及び効力

- (1) 証書は、発給の日から五年を超えない範囲内で主管庁が定める期間について、発給する。
- (2) 証書については、(3)の規定が適用される場合を除くほか、その有効期間が五年を超えることとなる延長は、認められない。

(3) 証書の有効期間の満了の時に船舶がその旗国又は当該船舶の検査が行われる予定の国の港にない場合には、主管庁は、証書の有効期間を五箇月を超えない範囲内で延長することができる。その延長は、船舶がその旗国又は当該船舶の検査が行われる予定の国への航海を完了することができるようにすることのみを目的とする場合において、適当かつ合理的と認められるときに限り、許可される。船舶は、その旗国又は当該船舶の検査が行われる予定の国に到着した後は、新たな証書の発給を受けない限り、証書が延長されていることを理由に、当該国又はその港を離れることができない。

(4) 証書は、次のいずれかの場合には、効力を失う。

(a) 第五規則に規定する期間内に検査が行われない場合

(b) 主管庁の明示の承認なしに、この附属書が適用される設備、装置、取付け物、配置又は材料に重要な変更を行った場合（これらの設備又は取付け物を、この附属書に定める要件に適合する設備又は取付け物と直接交換する場合を除く。）。第十三規則の適用上、重要な変更には、ディーゼル機関の装置、取付け物又は配置の変更又は調整であつて、当該ディーゼル機関について適用される窒素酸化物の制限に適合しなくなるようなものを含む。

(c) 船舶がその移転により他の国を旗国とすることとなる場合。新たな証書は、これを発給する政府が当該船舶が第五規則に定める要件に完全に適合していると認めた場合にのみ発給される。千九百九十七年の議定書の締約国の間において船舶が移転された場合には、当該船舶の旗国であつた締約国の政府は、移転の後三箇月以内に要請を受けたときは、できる限り速やかに、移転前に当該船舶が有していた証書の写し及び入手可能なときは関連する検査の報告書の写しを当該他の締約国の主管庁に送付する。

#### 第十規則 操作の要件に係る寄港国による監督

(1) 千九百九十七年の議定書の他の締約国の管轄の下にある港又は沖合の係留施設にある船舶は、その船長及び乗組員が船舶による大気汚染の防止に関する船舶における主要な手続に精通していないと信ずるに足る明確な根拠がある場合には、この附属書に定める操作の要件に関して当該他の締約国から正当に権限を与えられた職員が行う監督に服する。

(2) 千九百九十七年の議定書の締約国は、(1)に規定する場合には、この附属書に定める要件に適合する状況になるまで、船舶を航行させないための措置をとる。

(3) 条約第五条に規定する寄港国による監督に関する手続は、この第十規則について適用する。

- (4) この第十規則のいかなる規定も、条約に明示的に定める操作の要件に係る監督を行う条約の締約国の権利及び義務を制限するものと解してはならない。

#### 第十一規則 違反の発見及びこの附属書の実施

- (1) 千九百九十七年の議定書の締約国は、違反の発見及び環境の監視のためのあらゆる適当かつ実行可能な措置、報告のための適切な手続並びに証拠の蓄積を利用することにより、違反の発見及びこの附属書の実施について協力する。

- (2) 千九百九十七年の議定書の締約国が任命し又は権限を与える職員は、この附属書が適用される船舶について、当該船舶がこの附属書に違反してこの附属書の対象となる物質を排出したか否かを確認するため、当該締約国の港又は沖合の係留施設において調査を行うことができる。調査によりこの附属書の違反が明らかになった場合には、適当な措置がとられるよう、主管庁に対し報告書を送付する。

- (3) 千九百九十七年の議定書の締約国は、船舶がこの附属書に違反してこの附属書の対象となる物質を排出したという証拠がある場合には、その証拠を主管庁に提供する。当該締約国の権限のある当局は、実行可能なときは、当該船舶の船長に対しその違反の疑いについて通報する。

- (4) 報告を受けた主管庁は、(3)に規定する証拠を受領したときは、当該証拠に係る事案を調査するものとし、また、証拠を提供した締約国に対し、違反の疑いについての一層詳細な又は一層確実な証拠を提供するように要請することができる。当該主管庁は、違反の疑いについて司法手続をとるために十分な証拠が存在すると認めるときは、自国の法令に従ってできる限り速やかに司法手続がとられるようにする。当該主管庁は、当該締約国及び国際海事機関に対し、当該主管庁がとった措置を速やかに通報する。
- (5) 千九百九十七年の議定書の締約国は、また、この附属書が適用される船舶がこの附属書に違反してこの附属書の対象となる物質をいずれかの場所において排出したという十分な証拠を付して千九百九十七年の議定書の他の締約国から調査を要請される場合には、当該船舶が自国の管轄の下にある港又は沖合の係留施設に入る時に当該船舶の調査を行うことができる。この調査に関する報告書は、条約に基づいて適当な措置がとられるよう、当該調査を要請した締約国及び主管庁に送付する。
- (6) 船舶による海洋環境の汚染の防止、軽減及び規制に関する国際法（執行及び保障措置に関する国際法であって、この附属書の適用及び解釈の時に効力を有しているものを含む。）は、必要な変更を加えて、この附属書に定める規則及び基準について適用する。

### 第三章 船舶からの排出の規制のための要件

#### 第十二規則 オゾン破壊物質

- (1) 第三規則の規定が適用される場合を除くほか、オゾン破壊物質の意図的な排出は、禁止する。意図的な排出には、装置又は設備の維持、整備、修理及び廃棄の過程で生ずるものを含み、オゾン破壊物質を回収し又は再利用することに伴う軽微な放出を含まない。千九百九十七年の議定書の締約国は、オゾン破壊物質の漏出により生ずる排出を、漏出が意図的であるか否かを問わず、規制することができる。

- (2) オゾン破壊物質を含んでいる装置、設備又は材料の新たな設置は、すべての船舶において禁止する。ただし、ハイドロクロロフルオロカーボン (HCFCs) を含んでいる装置、設備又は材料の新たな設置は、二千二十年一月一日前は、認められる。

- (3) この第十二規則に規定する物質及び当該物質を含んでいる設備は、船舶から搬出する場合には、適当な受入施設に引き渡す。

#### 第十三規則 窒素酸化物 (NOx)

- (1) (a) この第十三規則の規定は、次のものについて適用する。

- (i) 出力が百三十キロワットを超えるディーゼル機関であつて、二千年一月一日以後に建造された船舶に設置されるもの
- (ii) 出力が百三十キロワットを超えるディーゼル機関であつて、二千年一月一日以後に主要な改造が行われるもの

(b) この第十三規則の規定は、次のものについては適用しない。

- (i) 非常用のディーゼル機関、救命艇に設置される機関並びに緊急の場合においてのみ使用することを目的とする装置及び設備

(ii) 船舶の旗国の主権又は管轄の下にある水域における航海にのみ従事する当該船舶に設置される機関であつて、主管庁が定める代替的な窒素酸化物の規制措置の適用を受けるもの

- (c) (a)の規定にかかわらず、主管庁は、千九百九十七年の議定書が効力を生ずる日前に建造された船舶又は主要な改造が行われた船舶（当該船舶の旗国の港又は沖合の係留施設への航海にのみ従事する船舶に限る。）に設置されるディーゼル機関について、この第十三規則の規定の適用を除外することを認めることができる。



(2) (a) この第十三規則の規定の適用上、「主要な改造」とは、次の場合における機関の変更をいう。

(i) 機関が二千年一月一日以後に製造された新しい機関に交換される場合

(ii) 窒素酸化物に関する技術規則に規定する実質的な変更が機関に対して行われる場合

(iii) 機関の連続最大出力が十パーセントを超えて増加する場合

(b) (a)に規定する変更により生ずる窒素酸化物の排出については、主管庁による承認を得るため、窒素酸化物に関する技術規則に従って書面により作成する。

(3) (a) 第三規則の規定が適用される場合を除くほか、この第十三規則の規定が適用されるディーゼル機関の運転は、禁止する。ただし、機関からの窒素酸化物の排出量（二酸化窒素の排出の総重量として計算したもの）が次の範囲内にある場合は、この限りでない。

(i) 一キロワット時当たり十七・〇グラム  $n$ が百三十回転数未満の場合

(ii) 一キロワット時当たり $5.0 \times n^{(0.2)}$ グラム  $n$ が百三十回転数以上二千回転数未満の場合

(iii) 一キロワット時当たり九・八グラム  $n$ が二千回転数以上の場合

この場合において、



nは、機関の回転速度（一分間当たりのクランク軸の回転数）とする。

石油を精製することにより得られる炭化水素の混合物から成る燃料油を使用する場合には、試験方法及び測定方法は、付録Ⅱに規定する試験サイクル及び重み付け係数を考慮して、窒素酸化物に関する技術規則に従う。

(b) (a)の規定にかかわらず、次のいずれかの条件が満たされる場合には、ディーゼル機関の運転は、認められる。

- (i) 船舶からの窒素酸化物の排出量を少なくとも(a)に定める範囲内に削減するため、窒素酸化物に関する技術規則に従って主管庁が承認する排ガス浄化装置が機関に用いられること。
- (ii) 船舶からの窒素酸化物の排出量を少なくとも(a)に定める範囲内に削減するため、国際海事機関が作成する関連する指針を考慮して主管庁が承認する他の同等の方法が用いられること。

#### 第十四規則 硫黄酸化物 (SO<sub>x</sub>)

##### 一般要件

- (1) 船舶において使用される燃料油中の硫黄の含有率は、四・五質量百分率を超えてはならない。

- (2) 船舶における使用のために供給される燃料油の残渣油中の硫黄の含有率に関する全世界における平均値については、国際海事機関が作成する指針を考慮して監視する。

硫黄酸化物排出規制海域における要件

- (3) この第十四規則の規定の適用上、硫黄酸化物排出規制海域には、次の海域を含む。

(a) 条約附属書Ⅰ第十規則(1)(b)に定義するバルト海海域

(b) 付録Ⅲに定める船舶による大気汚染の防止に関する硫黄酸化物排出規制海域の指定のための基準及び手続に従って国際海事機関が指定するその他の海域（港湾を含む。）

- (4) 船舶が硫黄酸化物排出規制海域内にある場合には、少なくとも次のいずれかの条件を満たすものとする。

(a) 硫黄酸化物排出規制海域内にある船舶において使用される燃料油中の硫黄の含有率が一・五質量百分率を超えないこと。

(b) 船舶からの硫黄酸化物の総排出量（主推進機関及び補助機関からのものを含む。）を一キロワット時当たり六・〇グラム（二酸化硫黄の排出の総重量として計算したもの）以下に削減するため、国際海事

機関が作成する指針を考慮して主管庁が承認する排ガス浄化装置が用いられること。このような装置の使用による廃水は、閉鎖性の港湾及び河口に排出してはならない。ただし、船舶が、寄港国の当局が同機関に通報する基準に基づき、このような廃水が閉鎖性の港湾及び河口の生態系に悪影響を及ぼさないことを書面により十分に証明する場合は、この限りでない。同機関は、条約のすべての締約国に対しこの基準を送付する。

(c) (b)に定める水準と同等の水準に硫黄酸化物の排出を制限することを証明することができる他の技術的な方法であって、実施可能なものが用いられること。この方法は、国際海事機関が作成する指針を考慮して主管庁が承認する。

(5) (1)及び(4)(a)に規定する燃料油中の硫黄の含有率については、第十八規則の規定により供給者が書面により証明する。

(6) (4)(a)の規定を遵守するために二以上の燃料油を使用する船舶は、硫黄酸化物排出規制海域に入る前に、燃料油供給装置が一・五質量百分率を超える硫黄の含有率の燃料油を完全に供給し尽くすための十分な時間をとる。それぞれのタンクの低硫黄燃料油（硫黄の含有率が一・五パーセント以下の燃料油）の量並び

に燃料油の交換作業が完了した日時及びその時における船舶の位置は、主管庁が定める航海日誌に記録する。

- (7) 千九百九十七年の議定書又は(3)(b)の規定に従って特定の硫黄酸化物排出規制海域を指定する千九百九十七年の議定書の改正が効力を生じた後の十二箇月の間は、(3)(a)に定める硫黄酸化物排出規制海域又は(3)(b)の規定に従って指定する硫黄酸化物排出規制海域に入る船舶は、(4)及び(6)に定める要件並びに(4)(a)の規定に関する限りにおいて(5)に定める要件を免除される。

#### 第十五規則 揮発性有機化合物

- (1) タンカーからの揮発性有機化合物 (VOCs) の排出は、千九百九十七年の議定書の締約国の管轄の下にある港又は係留施設において規制される場合には、この第十五規則の規定に従って規制される。

- (2) 自国の管轄の下にある港又は係留施設を揮発性有機化合物の排出を規制する対象として指定する千九百九十七年の議定書の締約国は、国際海事機関に通報する。その通報には、規制されるタンカーの大きさ及び蒸気の排出を制御する装置を必要とする貨物に関する情報並びにこのような規制の効力が生ずる日を含む。当該通報は、規制の効力が生ずる日の少なくとも六箇月前に行う。

- (3) 港又は係留施設をタンカーからの揮発性有機化合物の排出を規制する対象として指定する千九百九十七年の議定書の締約国の政府は、国際海事機関の作成する安全基準を考慮して当該政府が承認する蒸気の排出を制御する装置が、指定された港及び係留施設に備えられ並びに安全に、かつ、船舶に不当な遅延を生じさせることのないように運用されることを確保する。
- (4) 国際海事機関は、千九百九十七年の議定書の締約国が指定する港及び係留施設の一覧表を千九百九十七年の議定書の他の締約国及び同機関の加盟国の参考のためにこれらの国に送付する。
- (5) (2)の規定に従って蒸気排出規制の対象となるすべてのタンカーは、国際海事機関が作成する安全基準を考慮して主管庁が承認する蒸気を収集する装置を備えるものとし、貨物の積込みの際にこの装置を使用する。この第十五規則の規定に従って蒸気の排出を制御する装置を備える係留施設は、(2)に規定する規制の効力が生ずる日の後三年間は、蒸気を収集する装置を備えていない既存のタンカーを受け入れることができる。
- (6) この第十五規則の規定は、積込み及び封じ込めのための装置の種類がメタンでない揮発性有機化合物を船舶において安全に保持し又は陸上へ安全に返送することができるものである場合にのみ、ガス運搬船に

ついて適用する。

## 第十六規則 船上焼却

- (1) (5)に規定する場合を除くほか、船上焼却は、船上焼却炉においてのみ認められる。
- (2) (a) (b)に規定する場合を除くほか、二千年一月一日以後に船舶に設置される焼却炉は、付録IVに定める要件を満たすものとする。焼却炉は、国際海事機関の作成する船上焼却炉に係る標準仕様を考慮して主管庁が承認する。
- (b) 主管庁は、千九百九十七年の議定書の効力発生の日前に船舶（当該船舶の旗国の主権又は管轄の下にある水域における航海にのみ従事する船舶に限る。）に設置される焼却炉について、(a)の規定の適用を除外することを認めることができる。
- (3) この第十六規則のいかなる規定も、千九百七十二年の廃棄物その他の物の投棄による海洋汚染の防止に関する条約（その改正を含む。）及び同条約の千九百九十六年の議定書に規定する禁止及び他の要件に影響を及ぼすものではない。
- (4) 次の物質の船上焼却は、禁止する。

(a) 条約附属書Ⅰ、附属書Ⅱ及び附属書Ⅲに規定する貨物の残留物並びにこれらに関連する汚染された包装材料

(b) ポリ塩化ビフェニル (PCB)

(c) 条約附属書Ⅴに定義する廃物であつて、微量でない量の重金属を含んでいるもの

(d) ハロゲン化合物を含んでいる精製された石油

(5) 船舶の通常の航行中に生ずる汚水汚泥及びスラッジ油の船上焼却は、主又は補助の出力装置又はボイラーにおいても行うことができる。ただし、当該船上焼却は、港湾内及び河口内で行ってはならない。

(6) ポリ塩化ビニル (PVC) の船上焼却は、禁止する。ただし、国際海事機関の型式認定証書が発給された船上焼却炉において焼却する場合は、この限りでない。

(7) この第十六規則の規定の適用を受ける焼却炉を設置する船舶は、当該焼却炉の製造者が作成する操作手引書であつて、付録Ⅳ(2)に定める範囲内で焼却炉を操作する方法を説明するものを備える。

(8) 焼却炉の操作について責任を有する者は、訓練され、当該焼却炉の製造者が作成する操作手引書に規定する手引を実施することができるようにする。



- (9) 燃烧ガスの出口温度の監視は、常に行う。出口温度が許容される最低温度である摂氏八百五十度を下回る場合には、廃棄物は、連続的な投入による船上焼却炉に投入してはならない。一括した投入による船上焼却炉については、装置は、燃烧室の温度が稼働開始の後五分以内に摂氏六百度に達するように設計する。
- (10) この第十六規則のいかなる規定も、熱による廃棄物の処理のために設計された代替的な船上装置であつて、この第十六規則に定める要件を満たし又はこれを超えるものの開発、設置及び操作を妨げるものではない。

#### 第十七規則 受入施設

- (1) 千九百九十七年の議定書の締約国の政府は、次のニーズに応ずるために十分な施設が設けられることを確保することを約束する。

- (a) 自国の修理港を利用する船舶のニーズであつて、当該船舶から搬出されたオゾン破壊物質及び当該物質を含んでいる設備の受入れに関するもの。この場合において、当該船舶に不当な遅延を生じさせてはならない。

- (b) 承認された排ガス浄化装置からの残留物を海洋環境に排出することが第十四規則の規定によつて認め



られない場合には、自国の港、係留施設及び修理港を利用する船舶のニーズであつて、当該残留物の受入れに関するもの。この場合において、当該船舶に不当な遅延を生じさせてはならない。

(c) 船舶解撤施設におけるニーズであつて、船舶から搬出されたオゾン破壊物質及び当該物質を含んでい  
る設備の受入れに関するもの

(2) 千九百九十七年の議定書の締約国は、この第十七規則の規定によつて設けられる施設が利用することができないか又は不十分であるとの申立てがあつた場合には、そのすべての申立てを国際海事機関に通報するものとし、同機関は、当該申立てをその加盟国に通報する。

#### 第十八規則 燃料油の品質

(1) この附属書が適用される船舶に燃焼することを目的として供給され及び当該船舶において使用される燃料油は、次の要件を満たすものとする。

(a) (b)に規定する場合を除くほか、燃料油は、

(i) 石油を精製することによつて得られる炭化水素の混合物とする。ただし、性能の一部を向上させることを目的とした少量の添加剤の混入は、妨げられない。

- (ii) 無機酸を含んではならない。
  - (iii) 次の添加物質又は廃化学物質を含んではならない。
    - (1) 船舶の安全を害し又は機関の性能に悪影響を及ぼすもの
    - (2) 乗組員に有害であるもの
    - (3) 全般的に更に大気汚染を進行させるもの
- (b) 石油を精製すること以外の方法によって得られる燃焼することを目的とする燃料油は、
- (i) 第十四規則に定める硫黄の含有率を超えてはならない。
  - (ii) 機関が第十三規則(3)(a)に定める窒素酸化物の排出の範囲を超えることとなってはならない。
  - (iii) 無機酸を含んではならない。
  - (iv) 次のものであってはならない。
    - (1) 船舶の安全を害し又は機関の性能に悪影響を及ぼすもの
    - (2) 乗組員に有害であるもの
    - (3) 全般的に更に大気汚染を進行させるもの

- (2) この第十八規則の規定は、固体状の石炭及び核燃料については適用しない。
- (3) 第五規則及び第六規則の規定の適用を受ける船舶に関し、当該船舶に燃焼することを目的として供給され及び当該船舶において使用される燃料油の詳細は、燃料油供給簿に記録する。燃料油供給簿には、少なくとも付録Vに規定する情報を含む。
- (4) 燃料油供給簿は、合理的なときはいつでも容易に検査することができるような船舶内の場所に備える。  
燃料油供給簿は、燃料油が船舶に供給された後三年間保存する。
- (5)(a) 千九百九十七年の議定書の締約国の政府の権限のある当局は、この附属書の適用を受ける船舶が自国の港又は沖合の係留施設にある間は、当該船舶に備えられている燃料油供給簿を検査することができる。当該権限のある当局は、当該燃料油供給簿の写しを作成することができるものとし、また、当該船舶の船長又は責任者に対しその写しが当該燃料油供給簿の真正な写しであることを証明するよう要求することができる。また、当該権限のある当局は、燃料油供給簿が発給された港との協議を通じて、当該燃料油供給簿の内容を確認することができる。
- (b) 権限のある当局が(a)の規定に基づいて行う燃料油供給簿の検査及び証明された写しの作成は、船舶に

不当な遅延を生じさせることのないようできる限り速やかに行う。

- (6) 燃料油供給簿には、国際海事機関が作成する指針を考慮して、供給された燃料油の代表的な試料を添付する。当該試料は、燃料油を供給する作業が完了した後、供給者の代表者及び船長又は当該作業の責任者によって封印され及び署名される。試料は、燃料油が相当に消費されるまで、いかなる場合にも供給の時から十二箇月以上、船舶の管理の下で保存する。

- (7) 千九百九十七年の議定書の締約国は、自国が指定する適当な当局が次のことを確保することを約束する。

- (a) 国内の燃料油の供給者の名簿を保管すること。
- (b) 国内の燃料油の供給者に対し、この第十八規則に規定する燃料油供給簿及び試料であって、燃料油が第十四規則及びこの第十八規則に定める要件を満たすことを燃料油の供給者が証明するものを提供するよう要求すること。

- (c) 国内の燃料油の供給者に対し、必要な場合には寄港国が検査し及び確認するため、少なくとも三年間燃料油供給簿の写しを保管するよう要求すること。

- (d) 燃料油供給簿に記載された燃料油に適合しない燃料油を供給したと認められる燃料油の供給者に対し  
 適切な措置をとること。
- (e) 第十四規則及びこの第十八規則に定める要件に適合しないと認められる燃料油を受領した船舶の主管  
 庁に通報すること。
- (f) 燃料油の供給者が第十四規則及びこの第十八規則に定める要件を満たさなかったすべての事例を国際  
 海事機関に通報すること。同機関は、当該事例を千九百九十七年の議定書の締約国に通報する。
- (8) 千九百九十七年の議定書の締約国は、また、寄港国として自国が実施する監督に関し、次のことを約束  
 する。
  - (a) この附属書に適合しない燃料油の供給の事例に関し、その管轄の下において当該燃料油供給簿が発給  
 された締約国又は非締約国に対し、すべての関連情報とともに通報すること。
  - (b) この附属書に適合しないと認められた燃料油をこの附属書に適合させるよう適当な是正措置がとられ  
 ることを確保すること。

第十九規則 プラットフォーム及び掘削装置に関する要件

(1) (2)及び(3)の規定が適用される場合を除くほか、固定され又は浮いているプラットフォーム及び掘削装置は、この附属書に定める要件に適合するものとする。

(2) 海底鉱物資源の探査及び開発並びにこれらに関連して行われる沖合における加工から直接に生ずる排出については、条約第二条(3)(b)(ii)の規定に沿って、この附属書を適用しない。当該排出には、次のものを含む。

(a) 海底鉱物資源の探査及び開発並びにこれらに関連して行われる沖合における加工のみの結果直接に得られる物質を焼却することから生ずる排出。その焼却には、少なくとも、炭化水素の燃焼、坑井の仕上げ作業及び坑井試験の時に生ずる土砂、泥水及び坑井刺激物質の焼却並びに不良な状態から生ずる燃焼を含む。

(b) 掘削泥水及び土砂によりもたらされる気体及び揮発性化合物の放出

(c) 海底鉱物の処理、取扱い及び貯蔵のみに直接関連する排出

(d) 海底鉱物資源の探査及び開発並びにこれらに関連して行われる沖合における加工のために専ら使用されるディーゼル機関からの排出

- (3) 主管庁が承認する場合には、第十八規則に定める要件は、生産され、その後燃料として現地において使用される炭化水素については適用しない。

付録Ⅰ 国際大気汚染防止証書の様式（第八規則）

国際大気汚染防止証書

1973年の船舶による汚染の防止のための国際条約に関する1978年の議定書によって修正された同条約（以下「条約」という。）を改正する1997年の議定書に基づいて、  
政府  
の権限の下に、  
(条約により権限を与えられた者又は団体の名称) が発給する。

| 船名 | 船舶番号又は信号符字 | 国際海事機関船舶識別番号 | 船籍港 | 総トン数 |
|----|------------|--------------|-----|------|
|    |            |              |     |      |

船舶の種類 ☐ タンカー  
☐ タンカー以外の船舶

この証書は、次のことを証明する。

- 1 この船舶が、条約附属書Ⅵ第5規則の規定により検査されたこと。



２ 検査の結果、この船舶の設備、装置、取付け物、配置及び材料が条約附属書VIに定める関係要件に完全に適合していること。

この証書は、条約附属書VI第5規則の規定による検査が行われることを条件として、  
まで効力を有する。

.....において発給した。  
(証書の発給の場所)

.....(証書の発給について正当に権限を与えられた職員の署名)  
(発給の日).....  
(必要に応じて、当局の印章)

年次検査及び中間検査のための裏書

この証書は、この船舶が、条約附属書Ⅵ第 5 規則の規定により要求される検査において、条約の関係規定に適合していることが認められたことを証明する。

年次検査

署名

.....  
(正当に権限を与えられた職員の署名)

場所

.....

日

.....

(必要に応じて、当局の印章)

年次検査 (注) / 中間検査 (注)

署名

.....  
(正当に権限を与えられた職員の署名)

場所

.....

日

.....

(必要に応じて、当局の印章)

年次検査 (注) / 中間検査 (注)

署名

.....  
(正当に権限を与えられた職員の署名)

場所

日

.....  
(必要に応じて、当局の印章)

年次検査

署名

.....  
(正当に権限を与えられた職員の署名)

場所

日

.....  
(必要に応じて、当局の印章)

注 該当しないものを抹消すること。

## 国際大気汚染防止証書（IAPP証書）の追補

### 構造及び設備の記録

この記録は、１９７３年の船舶による汚染の防止のための国際条約に関する１９７８年の議定書によって修正された同条約（以下「条約」という。）附属書VIに関するものである。

#### 注釈

- 1 この記録は、IAPP証書に常に添付しておく。IAPP証書は、いかなる時も船内に備えておく。
- 2 記録において使用される言語が英語、フランス語又はスペイン語でない場合には、これらの言語のいずれかによる訳文を付する。
- 3 記入欄には、「該当する。」又は「適用がある。」の場合には「×」を、「該当しない。」又は「適用がない。」の場合には「－」を記入する。
- 4 別段の定めがある場合を除くほか、この記録において、「規則」とは条約附属書VIの規則をいい、「決議」又は「回章」とは国際海事機関が採択した決議又は回章をいう。

1 船舶の要目 .....

1.1 船名 .....

1.2 船舶番号又は信号符字 .....

1.3 国際海事機関船舶識別番号 .....

1.4 船籍港 .....

1.5 総トン数 .....

1.6 キールが据え付けられた日又は船舶が同様の建造段階に達した日 .....

1.7 機関の主要な改造が開始された日（該当する場合）（第13規則） .....

2 船舶からの排出の規制

2.1 オゾン破壊物質（第12規則）

2.1.1 ハロンを含んでいる次の消火装置及び消火設備は、引き続き使用することができる。 .....□

| 装 置 又 は 設 備 | 船 舶 に お け る 設 置 場 所 |
|-------------|---------------------|
|             |                     |

|  |  |
|--|--|
|  |  |
|--|--|

2.1.2 CFCsを含んでいる次の装置及び設備は、引き続き使用することができる。……………□

| 装 置 又 は 設 備 | 船 舶 に お け る 設 置 場 所 |
|-------------|---------------------|
|             |                     |

2.1.3 ハイドロクロロカーボン (HCFCs) を含んでいる装置であって、2020年1月1日  
前に設置された次のものは、引き続き使用することができる。……………□

| 装 置 又 は 設 備 | 船 舶 に お け る 設 置 場 所 |
|-------------|---------------------|
|             |                     |

2.2 窒素酸化物 (NOx) (第13規則)

2.2.1 出力が130キロワットを超えるディーゼル機関であって、2000年1月1日以後に建造された  
船舶に設置された次のものは、窒素酸化物に関する技術規則により、第13規則(3)(a)に定める排

出基準に適合する。……………□

| 製造者及び型式 | 製造番号 | 用途 | 出力(キロワット) | 回転速度<br>(1分間当たりの回転数) |
|---------|------|----|-----------|----------------------|
|         |      |    |           |                      |

2.2.2 出力が130キロワットを超えるディーゼル機関であって、2000年1月1日以後に第13規則(2)に定める主要な改造を行った次のものは、窒素酸化物に関する技術規則により、第13規則(3)(a)に定める排出基準に適合する。……………□

| 製造者及び型式 | 製造番号 | 用途 | 出力(キロワット) | 回転速度<br>(1分間当たりの回転数) |
|---------|------|----|-----------|----------------------|
|         |      |    |           |                      |

2.2.3 出力が130キロワットを超えるディーゼル機関であって、2000年1月1日以後に建造された

船舶に設置された次のもの又は2000年1月1日以後に第13規則(2)に定める主要な改造を行った次のものは、同規則(3)及び窒素酸化物に関する技術規則に基づく排ガス浄化装置又は他の同等の方法が用いられている。……………□

| 製造者及び型式 | 製造番号 | 用途 | 出力(キロワット) | 回転速度<br>(1分間当たりの回転数) |
|---------|------|----|-----------|----------------------|
|         |      |    |           |                      |

2.2.4 2.2.1、2.2.2及び2.2.3のディーゼル機関のうち次のディーゼル機関は、窒素酸化物に関する技術規則に基づく窒素酸化物排出監視記録装置を備えている。……………□

| 製造者及び型式 | 製造番号 | 用途 | 出力(キロワット) | 回転速度<br>(1分間当たりの回転数) |
|---------|------|----|-----------|----------------------|
|         |      |    |           |                      |



2.3 硫黄酸化物 (SOx) (第14規則)

2.3.1 船舶は、第14規則(3)に規定する硫黄酸化物排出規制海域内を航行する場合には、

1 硫黄の含有率が1.5質量百分率を超えないことが燃料油供給簿により証明される燃料油を使用する。.....☐

2 硫黄酸化物の排出量を1キロワット時当たり6.0グラム未満に削減するため、承認された排ガス浄化装置を使用する。.....☐

3 硫黄酸化物の排出量を1キロワット時当たり6.0グラム未満に削減するため、承認された他の技術を使用する。.....☐

2.4 揮発性有機化合物 (VOCs) (第15規則)

2.4.1 このタンカーは、MSC/Circ.585に従って承認された蒸気を収集する装置を設置している。 ...☐

2.5 この船舶は、次の船上焼却炉を有する。

1 決議MEPC76(40) (その改正を含む。) に適合する船上焼却炉.....☐

2 2000年1月1日前に設置された船上焼却炉であって、決議MEPC76(40) (その改正を含む。) に

適合しないもの .....□

この記録は、すべての点について正しいことを証明する。

.....において発給した。  
(記録の発給の場所)

.....  
(発給の日) (記録の発給について正当に権限を与えられた職員の署名)  
(必要に応じて、当局の印章)

## 付録Ⅱ 試験サイクル及び重み付け係数（第十三規則）

次の試験サイクル及び重み付け係数は、船舶用ディーゼル機関が条約附属書Ⅵ第十三規則に定める窒素酸化物の排出量の範囲に適合していることを窒素酸化物に関する技術規則に定める試験方法及び測定方法を用いて確認するために適用すべきである。

- 1 推進用のディーゼル発電機を含む船舶の主推進用の定回転の船舶用機関については、E2型試験サイクルを適用すべきである。
- 2 可変ピッチプロペラ装置については、E2型試験サイクルを適用すべきである。
- 3 プロペラ則に従って運転される主機関及び補助機関については、E3型試験サイクルを適用すべきである。
- 4 定回転の補助機関については、D2型試験サイクルを適用すべきである。
- 5 速度及び出力が変化する補助機関であって、1から4までに該当しないものについては、C1型試験サイクルを適用すべきである。

「定回転の主推進機関」 用試験サイクルの適用（推進用のディーゼル発電機及び可変ピッチプロペラ装置を含む。）

|           |        |      |      |      |      |
|-----------|--------|------|------|------|------|
| E2型試験サイクル | 速度     | 100% | 100% | 100% | 100% |
|           | 出力     | 100% | 75%  | 50%  | 25%  |
|           | 重み付け係数 | 0.2  | 0.5  | 0.15 | 0.15 |

「プロペラ則に従って運転される主機関及び補助機関」 用試験サイクルの適用

|           |        |      |     |      |      |
|-----------|--------|------|-----|------|------|
| E3型試験サイクル | 速度     | 100% | 91% | 80%  | 63%  |
|           | 出力     | 100% | 75% | 50%  | 25%  |
|           | 重み付け係数 | 0.2  | 0.5 | 0.15 | 0.15 |

「定回転の補助機関」 用試験サイクルの適用

|           |        |      |      |      |      |
|-----------|--------|------|------|------|------|
| D2型試験サイクル | 速度     | 100% | 100% | 100% | 100% |
|           | 出力     | 100% | 75%  | 50%  | 25%  |
|           | 重み付け係数 | 0.05 | 0.25 | 0.3  | 0.3  |

「速度及び出力が変化する補助機関」用試験サイクルの適用

| C1型試験サイクル | 速度     | 定格   |      |      |     | 中間   |     |     | アイドリング |
|-----------|--------|------|------|------|-----|------|-----|-----|--------|
|           | トルク    | 100% | 75%  | 50%  | 10% | 100% | 75% | 50% | 0%     |
|           | 重み付け係数 | 0.15 | 0.15 | 0.15 | 0.1 | 0.1  | 0.1 | 0.1 | 0.15   |

## 付録Ⅲ 硫黄酸化物排出規制海域の指定のための基準及び手続（第十四規則）

### 1 目的

1.1 この付録は、硫黄酸化物排出規制海域を指定するための基準及び手続を定めることを目的とする。硫黄酸化物排出規制海域は、船舶からの硫黄酸化物の排出による大気汚染並びに船舶からの硫黄酸化物の排出に付随する悪影響であつて陸地及び水域におけるものを防止し、軽減し及び規制することを目的とする。

1.2 硫黄酸化物排出規制海域については、船舶からの硫黄酸化物の排出による大気汚染を防止し、軽減し及び規制することについての裏付けられた必要性によって支持された場合には、国際海事機関による採択のために検討が行われるべきである。

### 2 硫黄酸化物排出規制海域を指定するための提案についての基準

2.1 国際海事機関への硫黄酸化物排出規制海域を指定するための提案は、千九百九十七年の議定書の締約国のみが提出することができる。二以上の締約国が特定の海域に共通の関心を有する場合には、これら

の締約国は、共同提案を作成すべきである。

## 2.2 提案には、次の事項を含む。

1 船舶からの硫黄酸化物の排出の規制を適用する対象として提案する海域の明確な設定であって、当該海域を示す海図を参照のために付したもの

2 船舶からの硫黄酸化物の排出の影響による危険にさらされている陸地及び水域についての説明

3 硫黄酸化物の排出の規制を適用する対象として提案する海域において航行する船舶からの硫黄酸化物の排出が硫黄酸化物による大気汚染（硫黄酸化物の残留を含む。）を進行させることについての評価並びに硫黄酸化物の排出に付随する悪影響であって検討の対象となる陸地及び水域におけるもの。

この評価には、適当な場合には、陸上生態系及び水界生態系、自然の生産性の地域、危機的な状態にある生息地、水質、人の健康並びに文化的及び科学的に重要な地域への硫黄酸化物の排出による影響についての説明を含む。使用された方法等関連情報の出所は、特定する。

4 硫黄酸化物の排出の規制を適用する対象として提案する海域並びに危険にさらされている陸地及び水域における気象条件（特に風の特性）並びに地形学的、地理学的、海洋学的、形態学的その他の状

況であって、地域的な大気汚染の程度又は酸性化の水準を一層高める可能性をもたらし得るものに関連する情報

5 提案された硫黄酸化物排出規制海域における船舶の交通の性質（このような交通の特性及びふくそう状況等）

6 危険にさらされている陸地及び水域に影響を及ぼす陸地を発生源とする硫黄酸化物の排出に対処するため提案する締約国がとる規制措置であって、条約附属書VI第十四規則に関して採択される措置の検討と並行して実際にとられているものについての説明

2.3 硫黄酸化物排出規制海域の地理的な限界は、提案された海域を航行する船舶からの硫黄酸化物の排出及び残留、交通の特性及びふくそう状況、風の状態等2.2に規定する関連する基準に基づくものとする。

2.4 いずれかの海域を硫黄酸化物排出規制海域として指定するための提案は、国際海事機関が作成する規則及び手続に従って同機関に提出すべきである。

### 3 国際海事機関による硫黄酸化物排出規制海域の評価及び採択のための手続

3.1 国際海事機関は、締約国が同機関に提出した提案を検討する。



3.2 硫黄酸化物排出規制海域は、この附属書の改正によって指定するものとし、条約第十六条の規定によって検討され、採択され、効力を生ずる。

3.3 提案を評価するに当たり、国際海事機関は、採択のための提案に含まれることとなる2に定める基準及び陸地における規制と比較した場合の船舶からの硫黄酸化物の残留を削減するための相対的な費用を考慮する。国際貿易に従事する海運に及ぼす経済的な影響についても考慮すべきである。

#### 4 硫黄酸化物排出規制海域の運用

4.1 硫黄酸化物排出規制海域を航行する船舶を有する締約国は、硫黄酸化物排出規制海域の運用についての関心事項を国際海事機関に提出するよう奨励される。

付録Ⅳ 船上焼却炉の型式の認定及び運転の制限（第十六規則）

- (1) 条約附属書Ⅵ第十六規則(2)に規定する船上焼却炉については、国際海事機関の型式認定証書が発給される。同証書が発給されるためには、船上焼却炉は、同規則(2)に規定する承認された基準により設計され及び製造されなければならない。すべての型は、工場又は承認された試験設備において、主管庁の責任の下で、船上焼却炉が(2)に定める制限の範囲内で運転されるか否かを確認するため、次に定める燃料及び廃棄物の標準的な内訳により型式認定試験を受ける。

スラッジ油の場合 重質燃料油からのスラッジ油 七十五パーセント

廃潤滑油 五パーセント

乳化状の水 二十パーセント

固形廃棄物の場合 食物くず 五十パーセント

ごみ 五十パーセント

このうち、紙 約三十パーセント

ダンボール 約四十パーセント

ぼろ及びくず 約十パーセント

プラスチック 約二十パーセント

混合物には、全重量の五十パーセントまでの水分及び七パーセントの不燃性の固形物を含む。

(2) 条約附属書VI第十六規則(2)に規定する船上焼却炉は、次の制限の範囲内で運転される。

燃焼室の酸素 六パーセントから十二パーセントまで

燃焼ガス中の一酸化炭素の最大平均 一メガジュール当たり二百ミリグラム

すすの量の最大平均 バカラック三度又はリンゲルマン一度（二十パーセントの透明度）

（より多い量のすすは、運転開始時等非常に短時間においてのみ許容される。）

灰の残留物中の燃えなかった物 全重量の十パーセントまで

燃焼室からの燃焼ガスの出口温度の範囲 摂氏八百五十度から千二百度まで

付録V 燃料油供給簿に記載する情報（第十八規則③）

供給を受けた船舶の船名及び国際海事機関船舶識別番号

港

供給を開始した日

船舶用燃料油の供給者の氏名又は名称、住所及び電話番号

製品名

量（単位メートル・トン）

摂氏十五度における密度（一立方メートル当たりのキログラム）

硫黄の含有率（質量百分率）

供給された燃料油が条約附属書VI第十四規則(1)又は(4)(a)及び第十八規則(1)の規定に適合していることについての宣言であって、供給者の代表が署名し及び証明するもの